

リスク分担表(案)

リスク項目				リスク分担		リスクに対する対応	備考
種別	想定されるリスク		リスク分担における具体的な内容	発注者 (自治体)	受託者 (民間事業者)		
共通	構想計画リスク	応募手続リスク	応募に係るコスト	応募に係る費用(提案書作成の人工費、直接経費など)は受託者が負担する。		○	
2		入札手続リスク	入札説明書、入札手続きの誤り等	入札説明書の訂正、入札手続きの更生等により選定受託者に発生した追加費用を市が負担する。	○		
3		契約リスク	落札者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	契約遅延の原因が受託者側にある場合は、契約の遅延により市に発生した追加費用について受託者側が主として負担する。	○	○	入札前に事前説明会などを開催し相互の意思疎通を図る。
4	制度関連リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。	○		
5			当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用を民間側が負担する。	○	○	経過措置、激変緩和措置、不適及措置が取られることが一般的であり、事業に与える影響は小さいと想定される。
6		税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。	○		
7			法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更	税制変更により発生する増加費用は、受託者が負担する。		○	
8		許認可リスク	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	当該許認可取得の遅延に伴い受託者側に発生した増加費用を市が支払う。	○		
9			当該事業の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延	当該許認可取得の遅延に伴い市に発生した増加費用を受託者が支払う。		○	あらかじめリスクの特定を行い、工程管理を徹底する。

リスク項目				リスク分担		リスクに対する対応	備考
種別	想定されるリスク		リスク分担における具体的な内容	発注者 (自治体)	受託者 (民間事業者)		
10	社会リスク	住民対応リスク	本事業実施に関する住民反対、要望などへの対応	市が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して受託者側に発生した増加費用を受託者が支払う。	○		
11			受託者が行う業務に関する住民反対、要望などへの対応	受託者が訴訟費用を負担するとともに、これらにより事業が遅延して市に発生した増加費用を受託者が支払う。	○	○	市を交えて、住民との対話を密に行う。
12		環境リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、臭気等)に関する対応	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、悪臭、騒音に関して基準内で管理しているにも関わらず苦情や訴訟がある場合、受託者のみでそのリスクを追わない。また、設備の劣化等、受注者の責とは言えない場合は除外する	○	○	協議を実施し、原因を明確にする。
13	経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は受託者が負担する。		○	あらかじめ、調達方法に変更が無いように、協議・調整を図る。
14		物価変動リスク	事業期間の物価変動	各種業務の物価変動については、年度ごと調査し協議により決定する。価変動の指標としては、設計業務委託等技術者単価で、前回改定より1.5%以上の変動が合った場合とする。	○	○	協議により負担を決定する。
15		金利変動リスク	事業期間の金利変動	各種業務の金利変動については、年度ごと調査し協議により決定する。	○	○	協議により負担を決定する。
16		予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	直接業務に係る予算等の議決が得られず、当初業務の変更、受託者への支払いが行えない場合は、基本市が負担する。	○	○	議会の議決は官民ともにコントロールすることが困難であり、両者のリスクとする。

リスク項目				リスク分担		リスクに対する対応	備考
種別	想定されるリスク		リスク分担における具体的な内容	発注者 (自治体)	受託者 (民間事業者)		
17	第三者賠償リスク	避けがたいリスク	仕様・要求水準に従い業務を遂行しても避けることができないリスクについては市が負担する。	○			
18		施設の瑕疵リスク	契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては市が負担する。	○			「契約日以前に起因する」とは、市発注の工事監督で納入された土木構造物や設備という。
19		不法行為によるリスク	受託者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは受託者が負担する。		○	品質管理の徹底を図り、従事者に周知する。	
20		業務遂行の不備によるリスク	施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不備・未達によるものは受託者が負担する。		○	品質管理の徹底を図り、従事者に周知する。	
21	事業の中止や債務不履行等のリスク	事業の中止・延期・不能リスク(不可抗力を除く)	実施契約にない市の要因(事由)によるものは市が負担する。※上記以外は受託者が負担する。	○			
22		受託者の債務不履行リスク	事業の中止・放棄等・また、受託者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達、アウトプット・アウトプット・アクション目標の未達や不適合の場合は受託者が負担する。		○	品質管理の徹底を図り、従事者に周知する。	
23		市の債務不履行リスク	市による債務不履行は市が負担する。	○			
24	業務内容変更のリスク	管路施設維持管理・調査・計画・設計・改築工事業務の変更リスク	市の責(帰責事由)による業務内容等の変更によるリスクは市が負担する。	○			
25	事業終了手続きリスク	業務移行期間の費用リスク	業務の業務移行期間に要する費用に関するリスクは市と受託者で協議の上負担する。	○	○	あらかじめ、移行内容と工程を明確にし、意思疎通を図る。	引き継ぎ書について、終了6ヶ月前までに暫定版を提出し終了時に最終版を納入する。

リスク項目				リスク分担		リスクに対する対応	備考
種別	想定されるリスク		リスク分担における具体的な内容	発注者 (自治体)	受託者 (民間事業者)		
26	不可抗力 リスク		発注計画段階で想定しない(想定以上の)地震、暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	不可抗力による施設損害に関する修復費用は市が負担する。不可抗力による事業の変更、中止に伴い、受託者に発生した追加費用は市が負担する。	○	○	不可抗力は官民ともにコントロールすることが困難であり、両者のリスクとする。
27	維持管理 に係る リスク	維持管理 修繕費用 増大 リスク	受託者の責めにより、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	維持管理費用や修繕費用の増大部分は受託者が負担とする。		○	あらかじめ、維持管理や修繕の数量を明確にし、市と調整する。
28			市の要因による仕様変更等で、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	維持管理費用や修繕費用の増大部分は市が負担とする。	○		
29		業務中の 事故 リスク	受託者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合	施設損害に関する修復費用は受託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、市に発生した追加費用は受託者が負担する。		○	既存施設・障害物などの事前調査を確實に行う。業者は、工事上のリスク回避のため、保険加入（第3者賠償）に加入する費用をあらかじめ確保する。
30			受託者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	施設損害に関する修復費用は市と受託者が協議により決定し負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	○	○	既存施設・障害物などの事前調査を確實に行う。目標耐用年数を超過した資産など、老朽化が進んでいる資産については、受託者の責によらない。
31			業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合	障害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は受託者が行う。事業の変更、中止に伴い、市に発生した追加費用は受託者が負担する。		○	既存施設・障害物などの事前調査を確實に行う。

種別	リスク項目			リスク分担		リスクに対する対応	備考
	想定されるリスク	リスク分担における具体的な内容	発注者 (自治体)	受託者 (民間事業者)			
32	調査 計画 設計に 係る リスク	市が実施した長寿命化計画、改築基 本設計等に不備があった場合	計画・設計の不備を補正するため、または計画 や工法・工期の変更に伴い受託者に発生する追 加費用を市が負担する。	○			
33		市の改築設計の要求内容・条件の内 容に不備があった場合	計画・設計変更を行うため、または計画や工法 ・工期の変更に伴い受託者に発生する追加費用 を市が負担する。	○			
34		受託者が実施した計画・設計に不備 があった場合	計画・設計の不備を補正するため、または計画 や工法・工期の変更に伴い市に発生する追加費 用を受託者が負担する。		○	品質管理の徹底を図る。	契約期間内に実施していない 計画・設計については、事前 に内容を協議し決定する。
35	工期遅延 リスク	受託者の責めにより、契約期日まで に改築工事が完了しない場合	工事の遅延に伴い市に発生した追加費用を受 託者が負担する。		○	工程管理の徹底を図る。	
36		市の要因による設計変更等で、 契約期日までに改築工事が完了しな い場合	工事の遅延に伴い受託者に発生した追加費用 を市が負担する。	○			別途、他工事との調整が必 要な場合は、協議を実施し工事 の延伸や費用を決定する。
37		事業者の責めにより、当初予定の工 事費をオーバーする場合	工事費の増大部は受託者が負担とする。		○	着手前に当初予算の妥当性 を検証し、市へ確認する。	業者は、工事上のリスク回避 のため、保険加入（組立保 険）に加入する費用をあらか じめ確保する。
38	改築工事 に係る リスク	市の要因による設計変更等で、 当初予定の工事費をオーバーする場 合	工事費の増大部は市が負担とする。	○			
39		工事監理 リスク	工事監理の不備により工事内容、工 期等に不具合が発生	受託者の費用負担で工事内容、工期の修復を 図る。または、工期遅延による増加費用を受 託者が負担する。	○	品質管理・工程管理の徹底を 図る。	
40		要求性能 リスク	改築工事完成後、市の検査で要求性 能に不適合部分、施工不良部分が発 見された場合	要求性能不適合部分、施工不良部分の改修を 受託者の費用負担で実施する。	○	品質管理の徹底を図る。	